

(件名) 鹿児島県議会議員の政務活動費の領収書等の議会ホームページでの公開について

(陳情の趣旨)

政務活動費支出にかかる収支報告書と、これに添付して提出される領収書等を、議会のホームページで公開してください。

以上の趣旨に基づき、下記事項を陳情します。

記

- 1 鹿児島県議会議員に交付される政務活動費については、「鹿児島県議会の政務活動費の交付に関する条例」により、議員は毎年度の政務活動費の支出にかかる収支報告書と領収書等を議長に提出しなければならないこと、何人も議長に対し提出された収支報告書・領収書等の閲覧を請求できること、が定められています。
- 2 しかしながら収支報告書と領収書等の閲覧は、紙ベースで閲覧することしかできないため、県民が閲覧するためには平日の昼間に議会に赴かなければなりません。
また、領収書等は膨大なため、写しの交付を受けて持ち帰ろうとする県民は1枚あたり10円の費用を支払わなければならないが、全部の領収書の写しを入手するには場合によっては10万円を超える費用が必要になります。また、請求のつど写しを作成する事務職員の負担も無視できません。こうした不十分な制度は議会へのアクセスを事実上阻害し、政務活動費不正の温床を作りかねません。
- 3 政務活動費の使途を、真に県民に向けて透明なものにするためには、県民が、いつでも安価かつ容易に、政務活動費の使途の情報を得られることが不可欠です。そのためには、議長に提出された収支報告書と領収書等を議会のホームページで公開し閲覧できるようにすることが必要です。
収支報告書・領収書等を議会のホームページで公開する自治体は、加速度的に増加しています。領収書等のホームページでの公開は、政務活動費情報の公開に不可欠です。
- 4 以上の理由により、1日も早く、収支報告書・領収書等の議会ホームページでの公開を実現すべきです。